

請 願 書

2024年5月23日

二本松市議会

議 長 本多 勝実 殿

住 所

氏 名

日本労働組合総連合会福島県連合会

二本松・安達地区連合 議 長 高橋 誉



紹介議員

堀 籠 新 一

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について

請 願 要 旨

令和5年春闘結果での賃上げ率はほぼ30年ぶりの高水準での賃上げとなったものの、急激な物価上昇に追いつかず実質賃金はマイナスが続き、超少子高齢・人口減少という構造課題やデフレ経済なども相まって、不安定雇用と格差の拡大は最低賃金近傍で働く者の生活はより厳しい状況が続き、経済・物価上昇に見合った継続的な賃上げが喫緊の課題になっています。

賃金と最低賃金の安定的な引き上げには、中小・零細企業の労務費の円滑な転嫁も必要不可欠であり、賃上げ原資の確保を含めた適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、物価に負けない賃上げと労務費の適切な転嫁による取引適正化が急務となります。

また、人手不足を補うための外国人労働者の増加とパート労働者、契約社員・派遣社員など雇用形態の多様化は依然として存在し、低賃金・長時間労働など問題が山積するなか、重層的なセーフティネットの強化と福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引き上げと早期発効は重要な政策でもあります。

つきましては、「賃金の経済政策」となる最低賃金引き上げの重要性を強く認識し、次の事項について地方自治法第99条の規定により、政府関係機関並びに福島労働局長に対し、意見書を提出して頂きますようお願い致します。



請 願 事 項

1. 福島県最低賃金は、可能な限り速やかに 1,000 円に到達させること。
特に、国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響により、働く者の生活はより厳しさを増しており、経済・物価上昇に見合った賃上げが喫緊の課題である現状を踏まえるとともに、政府の「新しい資本主義実現会議」において、2030 年代半ばまでに最低賃金全国平均 1,500 円となることを目指すとした政府の積極的な姿勢を重く受け止めていただきたい。
2. 中小企業等が、原材料価格やエネルギーコストのみならず、最低賃金引上げ原資の確保を含めた適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体での定着に向け、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底と環境整備の充実、強化を図ること。
3. 最低賃金引上げは賃金の多寡と人口移動の相関関係も示されており、労働力確保や人口流出抑制等多様な政策誘導として取り組むこと。
4. 福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早期の発効に努めること。

以 上

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

内 容

令和5年春闘結果での賃上げ率はほぼ30年ぶりの高水準での賃上げとなったものの、急激な物価上昇に追いつかず実質賃金はマイナスが続き、超少子高齢・人口減少という構造課題やデフレ経済なども相まって、不安定雇用と格差の拡大は最低賃金近傍で働く者の生活はより厳しい状況が続き、経済・物価上昇に見合った継続的な賃上げが喫緊の課題になっています。

賃金と最低賃金の安定的な引き上げには、中小・零細企業の労務費の円滑な転嫁も必要不可欠であり、賃上げ原資の確保を含めた適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させ、物価に負けない賃上げと労務費の適切な転嫁による取引適正化が急務となります。

また、人手不足を補うための外国人労働者の増加とパート労働者、契約社員・派遣社員など雇用形態の多様化は依然として存在し、低賃金・長時間労働など問題が山積するなか、重層的なセーフティネットの強化と福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引き上げと早期発効は重要な政策でもあります。

よって、本市議会は福島県の一層の発展をはかるため、「賃金の経済政策」となる福島県の最低賃金引き上げに関する次の事項について強く要望いたします。

1. 福島県最低賃金は、可能な限り速やかに1,000円に到達させること。
特に、国際情勢に起因する急激な物価上昇や円安の影響により、働く者の生活はより厳しさを増しており、経済・物価上昇に見合った賃上げが喫緊の課題である現状を踏まえるとともに、「新しい資本主義実現会議」において、2030年代半ばまでに最低賃金全国平均1,500円となることを目指すとした政府の積極的な姿勢を踏まえ相応の引き上げを行うこと。
2. 中小企業等が、原材料価格やエネルギーコストのみならず、最低賃金引上げ原資の確保を含めた適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体での定着に向け「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底と環境整備の充実、強化を図ること。
3. 最低賃金引上げは賃金の多寡と人口移動の相関関係も示されており、労働力確保や人口流出抑制等も多様な政策誘導として取り組むこと。
4. 福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早期の発効に努めること。

提 出 先

内閣総理大臣
厚生労働大臣
福島労働局長 あて

福島県二本松市議会
議 長 本多 勝実

意見書提出先の氏名と住所

2024年 最低賃金引き上げ早期発効を求める意見書

提出先	氏名	住所	所属等
内閣総理大臣	岸田 文雄	〒100-8914 東京都千代田区永田 1-6-1	内閣府
厚生労働大臣	武見 敬三	〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第5号館	厚生労働省
福島労働局長	井口 真嘉	〒960-8021 福島市花園町 5-46 福島第二地方合同庁舎 3階	福島労働局